

札幌市埋蔵文化財掘削等業務共通仕様書

札幌市市民文化局文化部文化財課埋蔵文化財係（埋蔵文化財センター）が実施する埋蔵文化財掘削等業務に関しては、本仕様書によるものとする。ただし、特記仕様書および契約書に定められた事項は、本仕様書に優先するものとする。本仕様書のほか、札幌市建設局「札幌市土木工事仕様書」を参考とし、工程管理を行うものとする。

なお、本業務は、埋蔵文化財の調査であり、文化財保護法の趣旨を理解し、慎重に進めなければならない。

用語の意味

掘削等：バックホウによる掘削をはじめブルドーザによる押土・盛土、ダンプトラック等による運搬、捨土、人手掘削までのすべてを総称する。

係員：現場に常駐する調査業務を担当する文化財調査員をいう。

従事者：受託者により配置された現場代理人及び掘削作業員等をいう。

指示・承諾：指示とは係員が受託者にたいして掘削調査区・掘削方法・期間等を示し業務を実施させることをいい、承諾とは受託者が係員に報告し、係員が事前に了解することをいう。重要な事項は文書によるが、軽微な事項は口頭による。

発掘調査等：重機・人手による埋蔵文化財の考古学的調査で、本発掘調査、確認調査並びに試掘調査等をいう。

遺構・遺物：遺構とは、過去の人々の住居跡・墓跡・焼き火跡等の生活の痕跡をいい、遺物とは、過去の人々の使用した土器・石器・骨角器・木製品・鉄製品や動植物の骨・種子等をいう。

遺物包含層：土器・石器等が発見される層をいう。

調査区：掘削等を行う地区全体を指す場合と10×10m等に分割した区画をいう場合とがある。

表土等：アスファルト・コンクリート舗装、碎石、盛土、攪乱層および遺構・遺物を含まない二次堆積層などを総称していう。

攪乱：近代・現代の人々による掘削等の行為の跡で面的に広がりのある場合を攪乱層といい、掘込んで穴になっている場合を攪乱坑という。

二次堆積層：遺跡が形成された後に洪水等により堆積した層をいう。

業務仕様

1 安全管理

- (1) 掘削・埋戻等の作業中は騒音・振動・塵埃等の発生の防止に努め、第三者からの苦情がでないように注意し、苦情があった場合は誠意をもって解決しなければならない。
- (2) 重機・資材・残土・埋め戻し土の搬入出等の車両が、一般道路から出入りする場合には、交通安全対策・道路清掃に十分注意するとともに、交通誘導警備員を配置しなければならない。また、必要と認められる箇所には、標示板およびバリケード等の保安施設を設置し、第三者の注意を促すとともに、協

力を求めなければならない。

- (3) 業務中の事故を未然に防止するように万全の措置を講じ、万一業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与える事故が発生した場合には、応急の処置等所要の措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を係員に報告し、一切の損害を賠償しなければならない。

2 掘削業務

- (1) 重機のオペレーターは、埋蔵文化財の調査の経験がある者か、熟練者としなければならない。
- (2) 掘削等に使用する建設機械の選定にあたっては、自然環境への負荷や現場周辺の生活環境に配慮しなければならない。
- (3) 掘削等に使用する機種は、掘削にはバケットに平爪を装着したバックホウを使用し、重機及び人手掘削残土の集積、搬出にはブルドーザ、ダンプトラック等を使用することとし、使用機種等は、係員の承諾を得なければならない。
- (4) 表土等の掘削にあたっては、埋蔵文化財の調査であることを十分に認識し、遺構を破壊し、かつ遺物が排土とともに排出されることのないよう万全の注意を払い、常に係員に確認をとりながら実施しなければならない。
- (5) バックホウ等の重機は、在来地盤を後退しながら掘削し、一旦掘削した地区には係員の指示なく重機を進入させてはならない。
- (6) 遺物包含層までの表土等の深さが30cm以上ある場合は、通常の土木工事の仕様により掘削し、30cm未満の場合は、係員の指示のもとに慎重に掘削しなければならない。
- (7) バックホウのバケットより大きな攪乱坑は、係員と協議の上、調査深度まで除去する。その場合、攪乱坑の周囲の遺構・遺物に影響を与えないよう慎重に掘削しなければならない。
- (8) 構築物の基礎等が残存している場合には、バックホウのバケットで解体できるもので調査予定深度より浅い場合は、遺構・遺物に影響を与えないように慎重に解体・撤去し、調査予定深度より深い場合は、係員と協議の上処置しなければならない。
- (9) 遺物が発見された場合は、発見の位置、標高の記録、出土状態の実測、写真撮影等調査手順に従って作業を進めるため、みだりに掘り出してはならない。万一、元の位置から移動した遺物が生じた場合には、係員に報告し、所定の手順により処理する。
- (10) 遺構と思われる土層の変化を認めた場合は、一カ所を深く掘り込まずに平面の広がりを確認しなければならない。
- (11) 遺物包含層・遺構の発見される層は、人手による掘削を原則とし、重機で掘削してはならない。重機による掘削の必要が生じた場合には、係員の指示のもとに慎重に掘削し、遺構・遺物を発見した場合または土質や色調の変化が認められた場合には、直ちに掘削を中止しなければならない。
- (12) 重機掘削による残土は、場内または場外の指定の場所に集積または捨土し、飛散・流出等のないように措置しなければならない。
- (13) 場内に一時的に仮置きをした人手掘削による残土は、係員の指示により作業

の支障とならないように、場内または場外の指定の場所に集積または捨土しなければならない。なお、人手掘削と平行して作業を行う場合は、安全対策を実施すること。

- (14) 埋戻しの期間は、係員と協議の上決定し、仮置き掘削残土または別に指定する土砂等を使用し埋め戻しを行う。また、埋め戻し後の土砂の流出・陥没などが生じないようにしなければならない。

3 法令の遵守

- (1) 掘削等にあたっては、「土木安全施工技術指針」を参考にし業務の安全に留意して現場管理を行い災害の防止に努めるとともに、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を参考として業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止しなければならない。
- (2) 市街地における業務にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (3) 道路占用許可等業務に必要な関係官公署への諸手続は、迅速に処理しなければならない。なお、関係官公署・付近住民等に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、すみやかにその旨を係員に申し出て協議しなければならない。
- (4) 本仕様書にかかわらず、「建設業法」、「労働基準法」、「職業安定法」、「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働災害保健法」、「公害対策基本法」、「道路交通法」等の関係諸法令を遵守し、業務の円滑な推進を図らなければならない。
- (5) 諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

4 その他

- (1) 気象状況、その他の理由で業務を中止する場合は、係員から現場代理人に連絡するものとする。
- (2) 業務の都合上、指示書及び仕様書で示した期間・時間以外に業務を行う場合には、あらかじめ係員の承諾を得なければならない。
- (3) 係員と連絡打ち合わせを密にし、業務を実施すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、文化財課と協議すること。